

平成23年度生活衛生関係営業等衛生問題検討会

第4回議事録

厚生労働省健康局生活衛生課

第4回平成23年度生活衛生関係営業等衛生問題検討会 議事次第

日 時：平成23年12月14日（水）16:30～18:34

場 所：厚生労働省専用第12会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 旅館業における規制緩和について
- (2) まつ毛エクステンションについて
- (3) ビル管理技術者、理容師、美容師試験の指定制度について
- (4) その他

3 閉 会

○鶏内課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成 23 年度第 4 回「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」を開催させていただきます。

本日は、帝京大学の渡辺構成員と、財団法人全国生活衛生営業指導センターの小宮山臨時構成員は、都合により欠席でございます。

また、千葉市の本橋構成員の代理として、千葉市健康部生活衛生課の春名主幹に出席いただいております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

議事次第

資料 1、旅館業における規制緩和について

資料 2、生活衛生関係営業等衛生問題検討会の検討経緯等について

資料 3、町家・古民家に係る規制緩和について（案）

資料 4、調査結果の概要

資料 5、ヒアリング関係者資料

資料 6、ビル管理技術者、理容師、美容師試験の指定制度関係資料

参考資料 1、平成 23 年度第 3 回生活衛生関係営業等衛生問題検討会議事録

参考資料 2、旅館業法における構造設備基準の特例等について

参考資料 3、平成 20 年度の課長通知

参考資料 4、平成 22 年度の課長通知

参考資料 5、建築物衛生法に基づく資格に関する検討事項

以上でございます。不足等ございましたら、事務局までお申し付けいただきますようお願いいたします。

本日の検討会は公開で行われていますので、念のため申し添えます。

それでは、倉田座長、議事の進行、よろしく願います。

○倉田座長 本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。今日は 3 つ、話題といたしますか、議題がございます。旅館業における規制緩和について、今まで議論してきたものですが、その次、前回から序論が入りましたが、まつ毛エクステンションについて、それから 3 番目に、ビル管理技術者、理容師、美容師試験の指定制度について、この 3 つの議題について今日は検討したいと思います。

臨時構成員の方々は、その議題の内容によりメンバーが入れ替わりますので、済みませんが、よろしく願います。

それでは、初めに、旅館業における規制緩和について、今までの議論を踏まえまして、町家・古民家の規制緩和という問題につきましては、本検討会として意見をまとめていきたいと思っています。事務局から、それについてのまとめの説明をお願いします。

○新津課長補佐 それでは、資料 1 から 4 を使いまして御説明させていただきます。まず、資料 1 をごらんいただきたいと思います。

資料1はこれまでもお示しさせていただいてきた資料でございますが、「旅館業における規制緩和について」ということでございます。本日につきましては、一番上の17番、それから一番下の20番でございますけれども、町家・古民家の関係につきまして、本検討会としての御意見としておまとめいただきたいということで考えております。それ以外の項目につきましては、また引き続き検討させていただければということで考えております。

それでは、これまでの議論としましてどういう経過をたどってきたかということでございますが、それは資料2をごらんいただきたいと思っております。旅館業におきます規制緩和につきましては、昨年12月から検討を開始させていただいております。これまでの開催、2番でございますが、平成22年12月21日にスタートいたしまして、本日、23年12月14日になりますが、この間、関係者からのヒアリング、規制緩和についての論点の検討といったことの議論をお願いしてきたところでございます。

続きまして、資料3になります。資料3につきましては、左側、タイトルのところを少し手を加えさせていただきましたが、現行の部分につきましては、特区省令として定められている議事の関係でございます。これに対しまして、改正案ということで、この部分は旅館業法の施行規則、もしくは関係法令等により改正していくということでお示しさせていただいたものでございます。

この案につきましては、パブリックコメントを実施させていただきましたが、期間としましては、今年9月30日から10月28日まで実施いたしました。結果としましては、御意見はなかったわけでございますけれども、前回までお示しさせていただいた資料と若干違いますところは、右側の欄に、従前までは「速やかに駆けつける範囲」という表記でございましたが、「速やかに駆けつけることができる範囲」ということで修正させていただいております。

それから、資料4になります。おめくりいただきますと、下に1ページという番号が振ってございます。「平成23年度調査報告（規制の特例措置用）」ということで、これは内閣官房地域活性化統合事務局からの依頼によりまして提出させていただいたものでございます。この調査につきましては、この検討会において検討を重ねたということと、④に実施スケジュールがございますけれども、現地視察ということで、平成23年1月23日に、健康局長、堀江生活課長他で現地を視察させていただいております。それから、検討会の開催につきましては、平成22年12月21日から本日まで、ここでは5回となっておりますが、本日を含めると6回の開催でございます。

それから3番としまして、調査票の配布・回収ということでございますけれども、これは内閣官房の特区関係で、今年10月5日に、特区の合同部会というところにおきまして調査といったものを、2ページ目以降になりますが、特区としての営業施設、それから4ページ目をごらんいただきますと、（保健所記入用）とありますが、旅館業の許可、それから指導を実施します行政機関、そこに対しまして、調査をもととするという予定でござ

ございました。ですから、この旅館業の緩和につきましては、この検討会でずっと検討を進めてきたということから、この調査の実施そのものを見送ってもいいというお話でございましたけれども、調査そのものを実施するということで、11月に営業施設、それから保健所の方にこの調査を送付して、その結果をまとめております。

その調査結果としましては、1ページの⑤調査結果というところをごらんいただきたいと思いますが、営業者側から寄せられた声としましては、設備要件中、「営業施設が管理事務所等の周囲おおむね100メートルの区域内に設置されていること」について緩和要望があったと。それから、ビデオカメラの設置について費用負担がかかり、地区の活性化の妨げとなる可能性があるという意見がございました。

また、行政側からの意見としましては、更なる規制緩和は、善良の風俗を保持する観点から問題ではないかといった意見が出ております。

それで、同じような御意見ですが、⑦をごらんいただきますと、全国展開により発生する弊害の有無につきましては、営業者側からは、重要伝統的建造物群保存地区内で、伝統的建造物であること、それから100メートルの範囲内に設置するという、それからビデオカメラの設置について費用負担がかかるといったことで、活性化の妨げとなる可能性があるという御意見がございました。

また、行政側からは、玄関帳場は旅館業法における善良の風俗を保持するための根幹部分であり、更に規制緩和することは問題といった意見が寄せられたところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○倉田座長 ただいまの説明につきまして、何か御質問、あるいは御意見ありますか。

○大井田構成員 この資料3が現行と改正案ということですね。そうすると、資料1の18番の農林漁家における「民宿」と「民泊」の区別の明確化という、この規制緩和に関することはどこにあるのですか。

○新津課長補佐 そこにつきましては、今回、この検討会の意見としまして、大きく、旅館では町家・古民家の関係と、今、先生が言われました、田舎暮らし、いわゆる伝統工芸だとかそういった大きな2つのテーマがございました。今回、町家・古民家のみについておまとめいただいて、今、先生が言われた件は、これからまた引き続き検討させていただきたいということで考えております。

○堀江生活衛生課長 前回、前々回だったかもしれませんが、兵庫県の方が来られて、あのとき、農家の一室を使って、何で33平米もとれないのですかという話をしたときに、いや、そういうことも考えられますというような、やや抽象的な話だったものですから、今、本当に切迫した具体的な話があるのかどうかということで資料も求めていますから、そういう意味で、その話は次の流れに落として、今日は町家の話だけまとめさせていただこうと、こういう趣旨でございまして、残りの部分は、ある意味、継続的にもう少し時間かけて検討しましょうと、こういうことでございます。

○大井田構成員 よくわかりました。

○倉田座長 ほかに何か。

○佐藤臨時構成員 前にも話したことがあると思うのですけれども、町家・古民家の場合、前も SARS の問題で、SARS のあったお客様がどこに宿泊したのかということで調査があったと思うのですけれども、それから、パスポートをとるような指導もあって、今、外国人のお客様が来た場合は、パスポートのコピーをとるように旅館・ホテルはなっていると思うのですけれども、こういったところにわからないうちに外国人が入ってしまったり、それから、今、問題になっていますのは、新型インフルエンザの問題で、厚生労働省さんの方からも非常に大きい、空港のあるところの施設については、法律の改正によって、旅館の経営者の意思にかかわらず建物を提供しなくてはいけないという法律も新法でできくるという話も聞いておりますし、そういった病気の問題、新型インフルエンザ等の新しい病気が発生した場合の外国人の受け入れというところが、民家とか古民家の場合にわりとやりやすくなるので、そういった人が集合体で泊まる可能性があるということが1つ。それからまた、犯罪者の方がこういうところに泊まって、管理が行き届かないために、目が入らないために、そこにずうっといられたりする可能性もあるのではないかと。旅館とかホテルの場合はその管理者がいてしっかりしているわけですけれども、こういう場合はどうなるのでしょうかね。

○堀江生活衛生課長 あくまで旅館業法の旅館であったり簡易宿泊施設であるということについては変わりはありません。ただ、文化財保護法に基づく重要伝統的建造物であるということで、帳場をつくることで、まさに重要建造物であるところの価値が損なわれてしまうということに対する例外的な配慮として、この手のものが認められてはどうかという議論になっているのだと理解しております。

かつ、この町家・古民家につきましては、原則は1棟丸ごと貸しというところがございますし、事務所で先に手続をしてから、所要の管理責任についての署名もいただいた上で、かつ、中の自治は泊まった方にきちっとやっていただく。入る方については、どなたが入るのかをきちっと理解した上で、外からのいわば侵入についてはビデオカメラできちっと確認するということになろうかと考えてございます。

また、ここは長く議論してきたところでございますけれども、お客様がたまたま、1棟丸ごと貸しでなくて、複数に及ぶ場合には、それぞれの間を紹介するような形で、宿泊者相互間の面識を持っていただくということで、まさにこれは町家・古民家というのの宿泊体験をしていただくということの価値を守るための例外的なものだと考えています。

○佐藤臨時構成員 資料3の現行の方の4番目には、ビデオカメラ等を設置するということを書いてありますけれども、今度、改正案の方にはビデオカメラの方は抜けているのですけれども、これは左と同じということですか。

○堀江生活衛生課長 左と同じと書いてあります。(1)同左と書いてあります。

○佐藤臨時構成員 わかりました。

○堀江生活衛生課長 ビデオカメラについては、この意見陳述といえますか、先ほどの資

料4の調査でもあったように、町家・古民家をやっていただいているところからは、それが今後の負担になるのではないかというような懸念は出たところでございますけれども、ここの検討会においては、かなり強く、ビデオカメラをつけていただくのがやはり基本であろうということで意見もあったものですから、そこについては変えてごさいません。

○倉田座長 ちょっと確認させてもらっていいですか。日本の国は大体セキュリティに非常に甘いですね。どんなところに行っても、友人のうちへ泊まる以外に、これは不特定多数の人を泊める場所になりますね。そういう場合に、今、佐藤さん触れられたことですが、パスポートとかIDカードを全部コピーをとるとするのは常識なのですが、それは要求してないのですか。日本の国はそこが甘いのですね。そういうところが非常に甘いのですよ。そんな国は、今、世界の中で日本だけです。どんな開発途上国へ行こうと、どんな先進諸国と言われるところへ行こうと。そこはどのように考えているのですか。

○新津課長補佐 その部分につきましては、テロ対策、それから新型インフルエンザ等々もあった関係から、外国籍を有する方が宿泊する場合には、パスポートの写しをとって保存するというごさいをお願いしております。

○倉田座長 お願いというのは、それは基本ルールになってない、単なるお願いですか。要するに法律もどきの。とにかく諸外国は全部コピーとられますね。だから、日本人なら日本人で、IDカードなり、何かきちっとした、それは電話番号何々、すぐ確認はできるでしょうけれども、外国人の場合は、あらゆる国は、パスポートなりIDカードを全部コピーをとるとするのは常識なのです。それは、この中に旅館業の方のデューティ、つまり義務としてになってないのですか。これは、なってないと言ったら、私は、是非入れたらどうですかと提言します。

○新津課長補佐 今は、それは御理解を求めるというお願いになっておりまして、あとは、体制として、集団である場合には、国土交通省さんの方の御協力をいただきながら、事前にパスポートの写しをいただいたり、そういうことで御理解をお願いしております。

○倉田座長 それは理解とか何かではなくて、国のセキュリティのものとのとらえ方の基本なのです。ですから、別にこれに限らず、全部、そういう営業に関してはそうだと思うのですが、そこは、そんな甘いことをやっているとなんでも入ってきますね。団体の場合だってそれもおかしくて、団体だろうと個人だろうと、日本人だろうと、全部それをきちっと、セキュリティ確保のためだったらそれをやらなければということになります。

それからもう一つ、感染症の話が出ましたが、感染症の話は、ホテルでブロックするのは考えられない話で、これはちょっと別な次元の話ですから、それは文章の中に、新型インフルエンザとかそういう言葉を入れるのは適当ではないと思います。外国人がしょってくるわけじゃないですから。日本だって、それが世界で一番最初に発生するリスクは幾らでもあるわけですから、それはちょっと違うと思いますがね。そういう言葉をこの中に入れることは、私は、余りよしとしません。

○堀江生活衛生課長 今度、複数の組に及ぶ方が宿泊する場合に、今までのホテル、旅館

であれば、隣の部屋にだれが泊まっているかというのはわからないし、ホテルからは絶対言わない話になっていますし、そういう意味では、プライバシーが質的にも、あるいは物理的にも区切られているというところになっているかと思いますが、町家・古民家であれば、その持ち味を壊してもいけないわけで、そういう意味では、完全なロックができる状況でもないという特性がありますので、今の話は、今の話というのは、特に外国人のパスポートチェックみたいな話は、どのみち、実施するときには通知の一つや二つ出しますので、そのときに確認するようにお願いしようと思います。

○倉田座長 わかりました。日本はそういうセキュリティ、全般に緩いですね。緩いというか、ないというかね。そして、事が起きたときに大騒ぎするというのは日本の一番悪いところで、事前に、世界が当然やっていることをやってないというのが間違いだと私は思っていますから、是非そういうことは意を酌んだ格好で。異論があった格好でもいいですけどもね。

これについて、ほかに何か。

○長見構成員 資料4の調査の結果ですけれども、開いた1ページの⑤と⑦に行政側からというのが入ってくるのですが、この行政というのは地方自治体の行政でしょうか。

○新津課長補佐 はい。具体的には兵庫県豊岡市の保健所です。

○倉田座長 長見さん、よろしいですか。

○長見構成員 はい。

○倉田座長 ほかに何か。

なければ、それでは、これについて担当課の方でまたきちっとまとめていただいとことですか。いいですか。

○堀江生活衛生課長 ということですので、一応この検討会での検討は、これはもう何度もやっている話ですが、ここで、この町家・古民家につきましてはおしまいにさせていただきまして、内閣府とかに、このような結論になりましたということを報告して、あと、所要の、今日書いてありますように、厚生労働省令、旅館業法の施行規則というようなところの見直しというところで、事務的に進めてまいります。

○倉田座長 わかりました。では、よろしくをお願いします。

それでは、続けて次の議題にいこうと思います。

(休 憩)

○倉田座長 それでは次に、まつ毛エクステンションについて、本日は関係者からお話を伺うということになっておりますので、よろしくをお願いします。事務局から説明をお願いいたします。

○鶏内課長補佐 それでは、出席者の御紹介をいたします。

本日は、大阪府美容生活衛生同業組合の辻臨時構成員の代理として、東京都美容生活衛生同業組合の枝折組合員に御出席いただいております。

また、オブザーバーとしまして、消費者庁消費者政策課、黒田課長に、また意見聴取としまして、日本まつ毛エクステンション事業者連絡協議会代表理事の安藤様、日本まつ毛エクステンション協会理事長の大久保様、一般社団法人日本アイリスト協会事務局長の阪本様に御出席をいただいております。

なお、再度申し上げますけれども、本日の検討会は公開で行われておりますので、念のため申し添えさせていただきます。

では、倉田座長、お願いいたします。

○倉田座長 それでは、日本まつ毛エクステンション事業者連絡協議会代表理事の安藤さん、説明をよろしくお願いします。

○安藤氏 座ったままで失礼させていただきます。

このたび、3協会が御参加させていただいておりますが、「要望書」という形で事前に皆様のお手元に書面が配付されていると思います。

○堀江生活衛生課長 資料5です。

○安藤氏 それを改めて読み上げさせていただいて、今回、ヒアリングの趣旨というものを私どものサイドから御案内申し上げたいと思います。

要望書といたしまして、『「まつ毛エクステンション」その他美容行為規制の在り方について－美容師法の見直しについてのお願い－』、まつ毛エクステンション協会連合会として、資料の巻末に連合会加盟の協会名も添付させていただいておりますが、その代表として御発言させていただきます。

今般、貴省により「まつ毛エクステンション」に関する「衛生問題検討会」が開催され、業界（別紙9団体）を代表して要望を述べさせていただく機会を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

（1）現在、貴省通達（平成20年3月7日）等により“「まつ毛エクステンション」は、現行の美容師法にいう「美容」に該当し、美容師免許を有する施術者が行うべき”という指導がなされています。

この通達は、「消費者の安全性を担保するためには、美容師による施術が不可欠」とするものですが、通達の有効性については、以下の点が指摘されています。

即ち、「まつ毛エクステンション」技術は、

- ①美容師が主に頭髪を対象として行うパーマメント・結髪等の行為とは異質の新しい技術であり、
- ②美容師学校のカリキュラムにも美容師国家試験試験項目にも入っていないことから、資格を有する美容師だから安全で、非美容師なら安全性が低いというわけではないということです。

仮に「まつ毛エクステンション」を美容師のみに許された業務としても、美容師は、その技術を持っていないわけですから、事故防止の観点からは特段の意味がなく、むしろ技術レベルの低い美容師が担当することで、事故が発生するケースもあり得るわけです。

加えて、「まつ毛エクステンション」施術者を目指す人に、従来の美容師資格取得を義務づけることは、結果的に過大な要求となるおそれがあることも考慮しておくべきと考えます。

(2) むしろ「まつ毛エクステンション」に対しては、現在の美容師法による規制とは異なる新たな資格制度（民間資格）を設け、消費者の安全性を担保する技術水準の向上を図るべきと思料いたします。

具体的には、現行美容師法の適用職種を見直していただき、「まつ毛エクステンション」の施術者に対しては、民間資格である「専門美容技術者資格（仮称）」を与えることとし、消費者の安全を担保する枠組みについては、まつ毛エクステンション業界が創設した「まつ毛エクステンション協会連合会」が、本検討会の御意見、御指導も踏まえた上で、提案させていただきたいと考えます。

すなわち、

- エクステンション施術の「安全基準」づくり
- 業界自主ルールによる「衛生基準」づくり
- 技術試験・適正試験等の資格試験の実施
- 資格取得者への事後フォロー（検定、セミナー、フォーラム等の継続実施）
- 消費者クレームへの対応窓口の設置等について、

上記「連合会」がとりまとめた具体案を提示してまいりたいと思っております。

(3) 既に、当業界では、多くの団体が消費者の安全を担保するため、安全衛生及び技術に関するマニュアルに基づく技術トレーニングや講習会を実施しており、また、事故情報を収集し、苦情処理体制も整備してまいりました。

このような業界の技術水準・安全性向上に向けた自主的な取組みを更に強化するためにも、「現行美容師法の適用される業務範囲を見直していただくことを、業界の総意として要望します」とともに、引き続き消費者の満足度向上に向けた取組みを業界一丸となって継続してまいりる所存であることを表明させていただきます。

(4) さて、「まつ毛エクステンション」同様、近年幅広く定着しつつある新しい美容サービスのうち、美容師法ないし理容師法による規制にはなじまないと考えられる諸サービスについて一言申し添えます。

【具体例】

- ・眉毛をはさみや脱毛処理などによりきれいに整えるアイブロースタイリング
- ・美しい肌を維持するために、顔のうぶ毛や、腕や足、背中などのいわゆる“むだ毛”“古い角質”をカミソリを用いて取り除くシェービング施術
- ・お出かけや特別な機会の前に行うメイクアップ施術

- ・フェイシャルエステティック
- ・顔の毛穴の汚れを取り除く毛穴ケア美容
- ・顔のうぶ毛脱毛
- ・育毛関連サロン施術
- ・ヘッドスパ
- ・その他、消費者ニーズに対応して今後新たに生み出される美容行為等についても、美容室において髪の毛を施術するための「美容師資格」を求める必要はなく、各施術方法に応じた技術習得により消費者の安全性担保は可能であることから、「まつ毛エクステンション」と同様な規制方法で足りるのではないかと考えております。

このような考えに立つ場合、米国での資格制度が参考になると思われれます。

御高承のとおり、米国では、美容行為ごとの個別ライセンス方式が採用され、

- ・ネイルスペシャリティ
- ・ナチュラルヘア・スタイリング
- ・エステティックス
- ・ワクシング（むだ毛処理）
- ・コスメトロジー（総合）の個別ライセンスが付与されると聞いております。

（５）最後に、貴省が本検討会を開催され「まつ毛エクステンション」に関する対応方針を検討中であることを各自治体保健所に徹底されるとともに、貴省ホームページに掲載の上、幅広く周知していただくことをお願い申し上げます。

以上、広範囲にわたる要望となりましたが、ますます多様化する消費者ニーズに安全性を確保しつつ的確に対応するために「専門美容技術者資格（仮称）」創設を再度お願い申し上げます。

特に、一番最後の５番目にございます、各地方自治体における保健所の対応、これは既に担当課長様、課長補佐様も御存じだと思いますが、非常に保健所様の対応がばらばらということもございまして、何とかこの辺を御省の方できちとした形で御指導いただけないかというのを緊急の私どものお願いとしてつけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○倉田座長 ただいまの説明につきまして、何か御質問ありますか。

○枝折氏（辻臨時構成員代理） 私は、美容業界で４０年ほど技術者としてやっております。そして、これらのまつ毛エクステだけをする、まつ毛とか眉が、自然とレーザーなんかを使ったりはさみを使ったりして、本当にこれは美容法としてもやっている人もいます。専門店です。そういうことがやはり一番大切なことではないかと私は思うのです。まつ毛エクステを専門店、そういう指導を昔からなさってやったら僕はすばらしいと思うのですけれども、そういうことでなく、いろんな面で、短時間なりの授業で。私はもう１０年近く、まつ毛エクステやっている美容師ですが、サロンでもメニュー化しています。そして、学

校でも指導しています。そういう点では、もっともっとやはり調べていただきたいと思
います。今の美容師法として。それだけです。

○倉田座長 何か御意見ございますか。

○三浦臨時構成員 質問いいですか。

○倉田座長 どうぞ、質問してください。

○三浦臨時構成員 座長、私、また別なところでエクステやってみたのです。あの後、更
に別のサロンで。そちらでも OK なのですけれども、3 週間ぐらいたって、今外れてきて
いますけれども、別にどっちがいいとか悪いとか、味方するとかしないとかでないの
ですけれども、補足というか、そのときにまた、アイリストと言っている人に、どう思うかと、
ちょっとこの話を現実には働いている方に聞いてみたら、全く資格がないので、一生懸命や
っていても、資格がないのにやっているみたいなことを言われるのはすごいつらいと言
っていた御意見と、それから、書いてあるとおり、今後美容師資格とるのは多分無理だと思
いますと。学校行かなければいけないし、それはちょっと難しいと言っていた意見があり
ました。ただ、だからといって、その人がすごく上手だったかどうかという技術の問題は
また別な話です。好き嫌いもありますので、技術の問題だからと言い切れないのですけれ
ども、なぜまつ毛に美容師の資格が必要なのかわからないという意見があったというこ
とが1つ。これは現実として。

それから、御質問したいのは、今、いろいろ広い御要望があったのですけれども、(3)
に、「既に、当業界では」という形で、「消費者の安全を担保するため」云々と書いてあ
って、最後に、「事故情報を収集して、苦情処理体制も整備してまいりました」という書き方
がされておりますが、この辺はどのように整備をなさったのかというのを聞いたことが余
りないので、具体的にどんな形でやっていらしたのか。苦情処理体制といっても、特にそ
の上に「消費者クレームへの対応窓口の設置等について」というのも呼応する話として書
いてあると思うのですが、消費者クレームというよりも、消費者相談的な対応窓口が果
たしてどこにあったのだろうという疑問があります。私は自分がそういう仕事というか、そ
ういう立場で来ているものですから、どうなのかなあと教えていただきたいのです。

○安藤氏 では、大久保の方から御説明させていただきます。

○大久保氏 御存じのとおり、業界として統一した組織があるわけではありませんので、
今日ここに参加しているそれぞれの団体、それぞれの立場でやっているということにな
ってしまうと思いますけれども、とりあえず私どもの協会の中では、当然、クレーム等がほ
とんど、先ほど事務局にも確認しましたけれども、今のところ、幸いなことに、そういう
大きなトラブル、事故がないという報告は受けていまして、会員の中には、勿論、徹底
してそういう情報を提供する、協会でのセミナーなんかでも安全性についての教育は事
あるごとにやってまいります。

それから、会員のサロン、あるいはその技術のところで何かトラブルがあれば、当然、
協会会員ですよということをうたっていますので、協会の方にも問い合わせの電話、ある

いはクレームの電話も入ってくるはずですね。それについてはこちらの方でちゃんとお話をお伺いして、事実関係の調査をして、もし何か指導する必要があるのであれば、本部、事務局の方できちんと指導していく。

勿論、技術的なチェックだとか保健衛生に関する話、特に衛生基準なんかについては、私どもの業界、最初から、ほとんど第一種衛生管理責任者なんかのレベルと同じものをつくりまして、その普及に努めています。そういうことで、私どもの会員について言えば、かなり意識は高くなってきているのだらうなと思います。

先ほど言ったように、システム的には、会員、あるいはセンターさんから何かお問い合わせがあれば、私どもの事務局の方にまず電話が入ります。その中で、話を聞いて、内容を分析して、必要があれば、会員であれば、指導する、助言するという形になりますね。残念ながら、アウトサイダー、要するにそういった組織に入っていない方たちの事故、あるいはトラブルが結構あるのですね。これはセンターさんなんかからも入ってきてしまう。それについては、私どもの協会として、私どもならこうするのですけれどもねということと言えるけれども、アウトサイダーの人たちに対して何か具体的な手が打てるかということ、これはないわけですね。

そういう意味では、もうちょっとそれぞれの協会、私どもの協会含めて、協会の活動の趣旨を理解してもらって、この業をやっている人たちが一人でも多くそれぞれの団体にどこか参加していただいて、技術レベル、意識レベル、それから、先ほど言いました保健衛生に関する知識も含めて、更にレベルアップしていかなければいけないのだらうなというところですね。

○倉田座長 ほかに何かございますか。

○長見構成員 質問ですけれども、1つには、まつ毛エクステンション協会連合会の単位でいいと思いますが、どのぐらいの業者さんがカバーされているのかということと、国民生活センターが危害情報という形で出しているわけですが、その情報提供先に皆さんの業界が入っていないのですね。エステティック研究財団とか日本エステティック振興協議会とか、そういうところは入っているのですけれども、皆さんたちのような専門的な業界というのが入っていないということは、知られていなかったのではないかと思うのですね。だから、そういう点での公的な組織とのコミュニケーションというのはされていたのかなあという気がするのです。

それから、この研修とか、苦情処理体制もそうですけれども、どんな体制、それぞれの業界で勝手にやっているということになるのかなという感じがしましたけれども、そういうことでしょうか。何かもうちょっと、この要望の中に、やると言っていらっしゃることの足掛かり的につくっていらっしゃることがあるならお知らせください。

○堀江生活衛生課長 あと、カバーしているということですが、まさにそれが知りたいと言えば知りたい。そもそも会員は何社いらっしゃるのか、それが大体全国のどれぐらいなのか、そっちの部分は少し難しいかもしれないので、聞き方として、それでもわか

れば、それで大まかに。

○長見構成員 連合会が持っている内容。

○堀江生活衛生課長 そうですね。

○倉田座長 店舗の数とか、そこにいる人の、働いている人の、技師というか、技術者の数とか、そういうのはおわかりになるのですか。

○安藤氏 先ほど大久保の方からも御説明あったように、アウトサイダーという方々がかなりこの業界にいらっしゃるといことは認識しております。今、この9団体で会員として登録されている方々はおおよそ5,000名ほど、イコール、ほとんどのところが1店舗サロンとお考えいただければ結構かと思いますが、5,000社近くの方々がここに参加されていると御認識いただければと思います。

ただ、全体的にエクステンションサロンというのが全国的にどのくらいあるかということとは、正直、私どもも実態としてはつかみ切れていない、これは実情でございます。

○倉田座長 ありがとうございます。それから、この店の営業形態ですが、まつ毛だけ、あるいはどこかの美容院の一角とか、そういうことでいくとどのように分かれるのですか。

○安藤氏 これも、きちっとした統計はとれていないというのが実情です。ヘアーサロンが兼業としてやっているケースもございます。それと、ネイルサロンが同じようにやっているというところもございます。エクステンション専門としてやっているところもございます。構成比がどのようかはわかりませんが、専門店、エクステンション専門サロンが圧倒的に多いということは、我々の構成メンバーの実態から推測できるかなとは感じております。

○倉田座長 それから、今までのこのお話の中で、美容師と違った格好にしようとおっしゃっていますが、いろいろ前にお話があったと思いますが、美容師の方というか、要するに免許を持っておられる方というのはどのくらいおられるのですか。今、まつ毛だけ専門の領域で働いている方々の中に、把握されていますか。

○安藤氏 全体の恐らく70%は、美容所登録をしない、あるいは施術をしている者が美容師ではないと我々は認識しております。ほぼこれに間違いはないだろうとっております。

○倉田座長 それから、美容師の方々が免許とるための教科書でのトレーニングとか教育とか講習とかいろんなものが非常にたくさんありますが、その安全衛生ということがさっき安藤さんのお話しになった中であつたと思いますが、どのようなことをちゃんと教育しているのかとか、そういうテキストがあるのかどうかとか、要するに、普通、美容師でやっているような講習は全部マスターした上で、更に技術的な話になるのか、その辺、どのようになさっているのですか。

○安藤氏 まず、美容師が本来学ぶべきカットですとかワインディングですとか、そういったものの技術はこの仕事には不要と考えておまして、そのような教育は恐らく美容師免許をとっている方はもともと学校で受けられていると思いますが、エクステンション専門店を直接ゼロから始められたというのについては、美容師免許で必要とするそういった

知識というのは恐らく持ち合わせていないと考えます。

これから、連合会として、先ほどどなたか御指摘されましたが、協会が一見ばらばらという認識をされていると思いますが、実は今回の会を前にして、各協会様がもう一度業界の統一化に向けて、それぞれの方がそれぞれの安全基準、あるいは技術指導をやっておりますが、それがすべて全部が方向違いのことをしているのかというところと決してそうではなく、ある意味では、ほとんどのところが同じような内容でやっていることでございます。

特に安全衛生というところにおきましては、これは美容師法等で衛生消毒ですとかいろんな基準を設けられておりますが、ほぼそれを遵守しながら指導して、これはたまたまある協会のテキストでございまして、こういったものが各協会とも、オリジナルですが、この中に目の周辺の病気の情報ですとか衛生管理、あるいは衛生消毒、安全施術というもの、このような形のものですべて教育されて現場に立っておられるということになっていると思います。

○福下臨時構成員 私、日本眼科医会から参加しております福下と申します。

先ほど、クレームはないと報告を受けているとお述べになったのですが、国民生活センターには、クレームと申しますか、出ておりますし、私ども、眼科医会で調査した中においても、まつ毛エクステンションによる目の周りの障害例というのは報告を受けております。ですから、それから言いますと、認識が少し甘いのではないかと感じております。

まず、2つ質問させていただきたいと思っております。そちらの資料の2ページにあります(3)のところ、「安全衛生及び技術に関するマニュアルに基づく技術トレーニングや講習会を実施しており」と。今、テキストをお見せいただいたのですが、テキストをつくるということも大事なことですけれども、実際にそれがどれだけ時間をかけてやっているかということがとても大事なのです。それで、「マニュアルに基づく技術トレーニング」の時間とか講習会の時間、または年数といったことを教えていただきたいというのが1つ。

それから、次のページのところに、「各自治体保健所に」云々というのがありまして、さっき、保健所の対応がばらばらとおっしゃっていたのですが、どのような保健所の対応がばらばらなのか、その保健所の指導の内容と申しますか、指導と言っては語弊があるかもしれませんが、保健所からそちらの方に出ることは具体的にどのようなことをしているのか教えていただきたいのです。

○阪本氏 9つの団体の中で、日本アイリスト協会と申しますが、会員数と実績として一番大きな団体です。今、御指摘のあった、テキストであるとか検定というのは、この3年半、協会がありますが、受講者が2,558名です。この11月末までのカウントで勘定していますが、それだけの方が、先ほどのアイリストの数の中で、検定を受けて、検定も2級、1級、認定講師とランクがありまして、それに対する、それぞれが対になった対策セミナーというのも開催しております。

テキストの方も、このように、6冊の基礎から医学学科というところまで含めたテキス

トがありまして、これを網羅しないと検定には受かっていかないという。技術を見よう見まねで発展したことによって、この業界の消費者トラブルが起きたというのが一番の大きな原因でした。技術的には非常にシンプルな技術ですが、実はしっかりと知識をバックボーンに持っていないととても危険になると。先ほど先生もおっしゃっていたように、トラブルは起きているのは事実ですが、正しい技術をして、このまつ毛エクステンションそのものが被害を与える技術ではなくて、間違えた技術であるとか、間違えた知識、間違えたカウンセリングによって消費者のトラブルがカウントされているのが今の現状です。我々の協会としても、消費者庁にも、国民生活センターにも、経済産業省、すべて足を運んで、この3年半、状況をキャッチボールしながらやってまいりました。

その中で一番大きなブレーキになっているのが、今回テーマにさせていただいております美容師法というところで、今、安藤さんの方からもありましたように、我々の協会の中には、勿論、美容師免許を持っておられる方も、まつ毛のことについては全く勉強していないのでということで、持っている人も持っていない人も検定を受けに来られています。その割合は20%です。美容師免許を持っておられる方は、その20%の方も、やはり目については何の勉強もしていないし、まつ毛のエクステンションについては、美容師免許では非常にお客様に対して危険であるということ認識しているところから参加されています。

ただし、厚労省の方では美容師免許が必要というくくりだけが安全性に結びつくというような表現になってしまっているものですから、これは長く課長の方ともお話をしてきましたので、現在は、情報を把握していただきながら、今後どうしていくかというこのステージまで来たわけですけれども、美容師免許を持っていることが安全対策のかぎではないというところで、業界団体としては、国家試験でもないし、民間それぞればらばらだけれども、今回も、9つの団体が1つになって業界の方として健全にしていこうと。それと相反するところに美容師免許というものがありますので、そこを一考していただきたいというのが我々の要望です。

○福下臨時構成員 私の質問は、美容師免許が云々ではなくて、それは勿論大事なことの一つですけれども、まつ毛エクステンションするためにどれだけ技術のトレーニングと、講習会等の中での勉強、単に資格試験だけの問題ではなくて、先ほど、被害が起こるのは技術的な問題ではないとおっしゃっているのですけれども、一つの薬を使って目のところにするので、まつ毛が抜けたまま、そのままになっている人もいますし、眼瞼炎といって目の周りに炎症を起こしている人もいますので、私は、これだけまつ毛近くに入れるなら、あっておかしくないと思うのですね。それをいかに少なくするかということなので、それにはやはりそれに応じたトレーニング、また講習が必要だと思います。美容師の資格云々とおっしゃっているけれども、美容学校というのは2年ですね。しっかりそこで勉強して資格を得るわけですね。ですから、それに匹敵するだけのものを、そこまではちょっとないと思うのですけれども、どれだけ、例えば試験だけ受ければいいのか、数時間の講習会